

18 夢

1 主 題 人権の概念

2 主題・教材について

人権とは、「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」を意味する。（「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」）したがって、人権について明確に理解するためには、人とはどのような存在なのか、権利にはどのような性質があるのかといったことを考えなくてはならない。

私たち人間は、生まれながらにして自由かつ平等であり、だれからも奪われることのない様々な権利を等しくもっている。すなわち、人権は、「全ての人が、いつでも、どこにいても平等に保持している諸権利（rights）」である。また、これらの権利は、人類の長い歴史にわたる努力の成果として確立されてきたものであり、現時点で最低限の人権として認められる事柄を合意し、明文化したものが「世界人権宣言」であり、「日本国憲法」である。すなわち、「宣言」や「憲法」は人権確立に向けた発展途上で作り出されたものだと言える。

人権は、私たちの暮らしと密接な関係にあるにもかかわらず、それについて私たちが日常生活の中で意識することは少なく、その本質・内容・特徴について理解できている人も多いたい。

そこで、この教材では、自身の「欲しいもの」や「必要なもの」と人権を結びつける活動から、人権を具体的に考える。自らの探求活動を通して、人権の概念を知識として身に付け、普遍的な人権文化の構築に必要な資質・能力の育成を図りたい。

なお、本教材の展開に際しては、指導者が事前に付属DVDの映像（「人権教育の基本事項」「人権教育の指導方法」）を観て、人権及び人権教育についての知識を整理しておくことが望ましい。

3 ねらい ・人権についての理解を具体的なものとして深める。

4 展開例

過程	主な学習活動	指導上の留意点	備考
導入	「夢」の歌詞を読んで語り合おう。		
	<ul style="list-style-type: none"> 「夢」の歌詞を読み、自分の夢やしたいこと・欲しいものについて語り合う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「夢」を聴いても良い。 	DVD
展開	「欲しいもの」と「必要なもの」について、その違いを考えよう。		
	<ul style="list-style-type: none"> 「自分が欲しいと思うもの・こと・状況」をワークシートに書き出す。 自分にとって必要性・重要性の高いものを3つ選び、残りには取消線を入れる。 グループになり、1人ずつ順番に自分が残したものと、それを残した理由について説明する。 最初に書き出したものと残したものの違いについて話し合い、発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人作業には十分な時間を確保する。（目安としては、書き出しに5分、選択に2分） 人の話を傾聴することを確認し実行させる。 グループの話し合いには十分な時間を確保する。 「欲しいもの」と「必要なもの」の違いに気づけるよう支援する。 	ワークシート（例）
	「必要なもの」を通して「人権」とは何かを考えよう。		
	<ul style="list-style-type: none"> グループで「必要なもの」のうち、「人間らしい生活をする上で必要不可欠なもの・こと・状況」として合意できるものをA4用紙に書き出す。（1枚に1項目） 書き出したもの以外に「人間らしい生活 		各グループにA4用紙（数枚）、太マジックペン（1本）

展 開	<p>をする上で必要不可欠なもの・こと・状況」がないかを話し合い、あればA4用紙に書き出す。(1枚に1項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 書き出したものを黒板に貼る。 下記のような〔質問項目〕について話し合う。 <p>※自分たちが考えた「人間らしい生活をする上で必要不可欠なもの・こと・状況」と「世界人権宣言」の条文を照らし合わせてみることも有効である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同一や類似のものについては全員の合意のもと、整理してまとめる。 この話し合い(人が「人間らしい生活をする上で必要不可欠なもの・こと・状況」についての話し合い)は、人権の本質・特徴を自分たちで探求する活動であったと説明する。 「人間らしい生活をする上で必要不可欠なもの・こと・状況」として、誰もが合意できるものは「人権」と深く結びついていることを確認する。 	〔質問項目〕
	<p>学習をふり返ろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習のふり返りをする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権」を、自身にとって身近なもの・具体的な権利として捉えることができたかについて考えさせる。 	

<p>〔質問項目〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 「欲しいもの・こと・状況」を書くことは簡単であったか。 「大切さ、必要性が高い」ものを発表し合った時、どんなことを感じたり、考えたり、発見したりしたか。 「必要なもの・こと・状況」は、誰にとっても同じか。誰かが他の人たちとは違う「必要なもの・こと・状況」をもつ可能性はあるか。 「欲しいもの」や「必要なもの」が人によって異なるのはなぜか。 「欲しいもの」はそのまま人権だと言えるか。 日本の社会で「必要不可欠なもの・こと・状況」がないために困っている人たちがいるか。世界ではどうか。 もし上記のような人が現実にいるとしたら、私たちは何をすべきか。

5 発展

「世界人権宣言」の条文のうち、自分たちの考えた「人間らしい生活をする上で必要不可欠なもの・こと・状況」として思い浮かんでこなかったものについて考える(なぜ、それが思い浮かばなかったのかについて考える)ことから、世界の人権問題について考える学習を行う。

1 人権 (Human Rights) とは

人が尊厳ある生活をするのに必要な基礎的基準をなすもの
すべての人が、いつでも、どこにいても平等に保持している諸権利 (rights)

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」では、「人権とは、『人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利』を意味する」と述べられています。したがって、人権について明確に理解するためには、人とはどのような存在なのか、権利にはどのような性質があるのかといったことを考える必要があります。

「人権教育の推進についての基本方針」では、人権について「私たち人間は、生まれながらにして自由かつ平等であり、だれからも奪われることのない様々な権利を等しくもっています」と述べられています。この部分は、1948年に国連総会が採択した「世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights)」の第1条を踏まえており、次に示す人権の重要な側面を表しています。

人権の固有性…… 人間は生まれながらにしてその尊厳に基づいて当然のこととして人権を有しているということ
人権の普遍性…… すべての人間は平等に人権をもっているということ
人権の不可侵性…… 公共の福祉に反しない限り公権力も含めだれからも人権を侵されないと
いうこと

世界人権宣言には、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、様々な権利が示されています。日本においては、これに先駆けて昭和21(1946)年に「日本国憲法」が公布され、その第3章に国民に保障されなければならない様々な権利が基本的人権として列挙されました。

しかし、「人権の固有性」という側面から見れば、世界人権宣言や日本国憲法で人権が規定されていなくても、あるいは日本国憲法がどのように変わろうとも、私たちのもつ人権は奪われることがないと理解できます。つまり、人権の概念は、人類の歴史とともに発展してきており、現時点で最低限の人権として認められる事柄を合意して、それらを明文化したものが世界人権宣言や日本国憲法であって、これらも人権確立に向けた発展途上で作り出されたものであるということができるといえます。

また、すべての人権は「不可分、相互に依存し、関連している」(「ウィーン宣言」第5節、1993年)という特性もあります。これは、すべての人権は本質的に結びついており、互いに依存・関連し合っているということの意味しています。つまり、人はだれもがすべての人権を必要としており、ある権利を享受することは、他の多くの権利を享受することができて初めて可能となるということなのです。例えば、勤労の権利は、教育を受ける権利や居住・移転及び職業選択の自由などが保障されて初めて実現できるといえます。

2 生命の尊重

人間の生命の尊重は、人間の尊厳から生じます。「生きる」という権利、すなわち生存権は、何よりも重要な権利であり、もっとも尊重されなければなりません。世界人権宣言の他、国際人権規約、日本国憲法なども、すべての人が生命に対する権利をもっていることを規定しています。

世界人権宣言第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

国際人権規約 (B規約) 第6条第1項

すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。

日本国憲法第25条第1項

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

3 人間の尊厳と平等

人権を尊重しなくてはならないという理論の核心には、人間の尊厳と平等という価値観があります。

1945年に採択された「国際連合憲章」の前文で、人間の尊厳と価値に関する信念が確認されています。それは世界人権宣言に取り入れられ、その第1条において「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と謳われました。さらに、ウィーン宣言の前文では当然のこととして、「すべての人権は人間に固有の尊厳と価値に由来し」と確認されています。

人間の尊厳と平等という二つの価値観は、世界のどんな文化や政府からも否定されていません。そ

れゆえ、公的な権力は、無制限であったり、恣意的であったりしてはならないということや、すべての人の尊厳が保障された状態をつくり出さねばならないということが普遍的に認められているのです。

◆人権の発展

人権は、人類の歴史の中で獲得されてきました。

現在、人権は、国際社会によって承認されてきた順にしたがって、第1世代の人権、第2世代の人権、第3世代の人権の3つに分類して整理されています。

第1世代の人権：自由権（政治的・市民的権利）

思想・良心の自由、生命・身体の自由、表現の自由、学問の自由、信教の自由、集会の自由、結社の自由、公正な裁判を受ける権利、財産権、参政権 等

第1世代の人権は、19世紀までの自由権の獲得の過程で現れてきました。そこには、個人の自由と国家による侵害からの個人の保護という考え方がありました。

詳しくは、「国際人権規約（B規約）」等に述べられています。

第2世代の人権：社会権（経済的・社会的・文化的権利）

生存権、教育を受ける権利、勤労の自由、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、健康を享受する権利、科学及び文化についての権利 等

第2世代の人権は、20世紀になり、資本主義経済の発達により貧富の差など社会的不平等が生じたため、すべての人が人間らしく生活できるように保障することも国家の役割であるという考え方に基づいて確立されました。

これらの権利は、「国際人権規約（A規約）」等に詳しく述べられています。

第3世代の人権：集合的な権利

持続可能な開発、平和の自由、環境権、人類の共同遺産を開発する権利、人道的な援助を得る権利 等

第3世代の人権は、第1世代と第2世代の人権を実現する上で必要になる人権として、20世紀後半から開発途上国などから提案され、生まれました。様々な社会や民族などの集合的な権利としての側面をもち、国際的な連帯によって実現される人権です。

第三世代の人権は、発展の権利、平和の権利、健康的な環境の権利、人類の共同遺産を開発する権利、人道的な援助を得る権利などを内容としています。

◆人権の共存

誰であれ、人権を要求する者は、他の人びとの権利を侵害しない責任、権利を侵害されたり拒否された人びとを支援する責任を負うことになる。（人権の共存）

生まれたばかりの乳児は、何一つ義務を果たすことはできません。しかし、そんな乳児であっても、生きる権利、愛され保護される権利、人として尊重される権利などをもっています。このことから、人権とは、人が何らかの義務を果たす代償として認められるといった性質のものでないと理解できます。他者の人権を尊重しなければならない責任とだけ対をなしている人権を、契約関係における権利と混同することのないようにしなければなりません。

人権とは、誰もが生まれた時から無条件で保持していて、生きていく限り失われたり否定されたりすることのできない諸権利です。その人権を要求することは、人が人として生きていく上で当然の行為です。また、同時に、人権が侵害されたり、否定された人々を支援するという責任を負うことになります。これは、「人権の共存」という考え方であり、日本国憲法第12条と重なりのあるものです。

日本国憲法第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

【ワークシート】(例)

夢 「自分が欲しいと思うもの・こと・状況」を書きましょう。

•

•

•

•

•

•

•

•

•

•

•

•

名前 _____